

新規上場申請のための有価証券報告書

(の部)

上場申請会社

株式会社U K Cホールディングス

提出会社

株式会社ユーエスシー

共信テクノソニック株式会社

【表紙】	頁
第一部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】	1
第1【組織再編成（公開買付け）の概要】	1
1【組織再編成の目的等】	1
2【組織再編成の当事会社の概要】	7
3【組織再編成に係る契約】	7
4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	16
5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	18
6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	18
7【組織再編成に関する手続】	19
第2【統合財務情報】	21
第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】	24
第二部【企業情報】	25
第1【企業の概況】	25
1【主要な経営指標等の推移】	25
2【沿革】	25
3【事業の内容】	25
4【関係会社の状況】	26
5【従業員の状況】	27
第2【事業の状況】	28
1【業績等の概要】	28
2【生産、受注及び販売の状況】	28
3【対処すべき課題】	28
4【事業等のリスク】	28
5【経営上の重要な契約等】	31
6【研究開発活動】	31
7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	31
第3【設備の状況】	32
1【設備投資等の概要】	32
2【主要な設備の状況】	32
3【設備の新設、除却等の計画】	32
第4【上場申請会社の状況】	33
1【株式等の状況】	33
(1)【株式の総数等】	33
【株式の総数】	33
【発行済株式】	33
(2)【新株予約権等の状況】	33
(3)【ライツプランの内容】	33
(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】	33
(5)【所有者別状況】	34
(6)【大株主の状況】	34
(7)【議決権の状況】	35
【発行済株式】	35
【自己株式等】	36
(8)【ストックオプション制度の内容】	36
2【自己株式の取得等の状況】	36
(1)【株主総会決議による取得の状況】	36
(2)【取締役会決議による取得の状況】	36
(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	36

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	37
3 【配当政策】	37
4 【株価の推移】	37
(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】	37
(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】	37
5 【役員の状況】	39
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	42
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】	42
(2) 【監査報酬の内容等】	43
【監査公認会計士等に対する報酬の内容】	43
【その他重要な報酬の内容】	43
【監査公認会計士等の上場申請会社に対する非監査業務の内容】	43
【監査報酬の決定方針】	43
第5 【経理の状況】	44
第6 【上場申請会社の株式事務の概要】	45
第7 【上場申請会社の参考情報】	46
1 【上場申請会社の親会社等の情報】	46
2 【その他の参考情報】	46
第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】	48
第四部【上場申請会社の特別情報】	49
第1 【最近の財務諸表】	49
第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】	49

【表紙】

【提出書類】

新規上場申請のための有価証券報告書

上場申請会社である株式会社U K Cホールディングス（以下「当社」といいます。）は、株式移転により平成21年10月1日に設立登記する予定であります。

（注）本報告書提出日の平成21年9月1日においては、当社は設立されておりませんが、本報告書は、平成21年10月1日以外の現在の状況を説明している旨記載した場合を除き、設立予定日である平成21年10月1日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用しておりません。

（上場申請会社）

【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 斉藤 惇 殿
【提出日】	平成21年9月1日
【会社名】	株式会社U K Cホールディングス
【英訳名】	UKC Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福寿 幸男
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目6番4号
【電話番号】	下記統合2社の連絡先をご参照下さい。
【事務連絡者氏名】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上

（上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】	株式会社ユーエスシー
【英訳名】	USC Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 福寿 幸男
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目6番4号
【電話番号】	03(3491)8571
【事務連絡者氏名】	常務取締役経本部長 大谷 満輝
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目6番4号
【電話番号】	03(3491)8571
【事務連絡者氏名】	常務取締役経本部長 大谷 満輝

【会社名】	共信テクノソニック株式会社
【英訳名】	KYOSHIN TECHNOSONIC Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 丸山 保夫
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目31番1号
【電話番号】	03(5496)1051
【事務連絡者氏名】	専務取締役 山川 良三
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田一丁目31番1号
【電話番号】	03(5496)1155
【事務連絡者氏名】	専務取締役 山川 良三

第一部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

(1) 経営統合の目的及び理由

株式会社ユーエスシー（以下「ユーエスシー」といいます。）及び共信テクノソニック株式会社（以下「共信テクノソニック」といいます。）両社が属するエレクトロニクス業界においては、デジタル家電を中心とした最終製品のシェア競争や価格競争が続いており、主に電機メーカーに半導体・電子部品を供給するエレクトロニクス商社を取り巻く経営環境も単独での生き残りが危ぶまれる過酷な状況が予想されておりましたが、かかる状況に、昨年秋以降の世界同時不況、急激な需要縮小といった経済環境の悪化が拍車をかける事態となっております。

ともにソニー製半導体の販売特約店であり、従前より経営陣の交流・情報交換もあった両社は、このような経済環境を受け危機意識を共有し、エレクトロニクス商社には抜本的な構造変革が今後不可欠であるということで意見が一致しました。具体的には、両社が経営を統合することにより、勝ち残りを実現できる強い事業体の構築と今後の更なる企業価値の拡大・創造にいち早く取り組むことが重要であるとの合意に至りました。

本経営統合により当社は、売上規模においてエレクトロニクス商社の業界トップクラスに飛躍します。ユーエスシー及び共信テクノソニック両社の共通事業であるソニー製デバイスの販売においては日本のコンシューマーエレクトロニクス業界を中心にIT・メディカル・インダストリアル分野にまたがる顧客基盤を獲得することとなり、その強力が広範な顧客基盤に対して、海外製電子デバイスを含めた様々な商材及びサービスを提供してまいります。

技術面におきましても、両社の保有するエンジニアリング機能を統合活用することにより、設計・生産等のモノ作りやデバイスのデザイン活動に関して、これまで以上のスピーディーできめ細かなサポート体制の構築を図ります。

また、両社の統合により拡大・拡充した事業基盤及び経営資源を最大活用し、M & Aを含めた更なる成長への機会を模索してまいります。

両社は、これらの取り組みを通じて統合によるシナジー効果の最大化をはかり、両社の経営資源を最大限に活かして、ソニー製デバイスの販売に加え、海外製デバイスや新規商材の創出・拡大にグループの総力を挙げて取り組むとともに、収益の柱となる新たな事業の立ち上げ・育成に取り組んでまいります。

また適材適所・能力重視を旨とする人材登用により、経営環境の変化に柔軟に対応できる体制を構築することで、質・量共に日本のエレクトロニクス商社ナンバーワンとしてふさわしい企業集団を目指してまいります。

(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

上場申請会社の企業集団の概要

ア 上場申請会社の概要

(1) 商号	株式会社UKCホールディングス (英文名 : UKC Holdings Corporation)		
(2) 事業内容	各種半導体・電子部品販売事業、電子機器・システム機器販売事業、品質検査事業、EMS事業、半導体・ハード/ソフトウェアデザインサービス等を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること		
(3) 本店所在地	東京都品川区		
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役社長	福寿 幸男	現：ユーエスシー代表取締役社長
	代表取締役副社長	丸山 保夫	現：共信テクノソニック代表取締役社長
	取締役	大谷 満輝	現：ユーエスシー常務取締役財経本部長
	取締役	山川 良三	現：共信テクノソニック専務取締役管理本部長
	取締役（社外取締役）	渡辺 三之	現：ユーエスシー社外取締役
	常勤監査役	野中 正行	現：ユーエスシー常勤監査役
	監査役（社外監査役）	秋山 治一	現：ユーエスシー社外監査役
	監査役（社外監査役）	池部 晴彦	現：ユーエスシー社外監査役
(5) 資本金	40億円		
(6) 純資産（連結）	未定		
(7) 総資産（連結）	未定		
(8) 決算期	3月31日		

イ 上場申請会社の企業集団の概要

当社とユーエスシー及び共信テクノソニックの状況は以下のとおりです。

ユーエスシー及び共信テクノソニックは、平成21年10月1日（予定）を期して、両社の共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。なお、本株式移転については、平成21年5月22日に開催されたユーエスシー・共信テクノソニック両社の取締役会の決議（株式移転計画作成及び統合契約締結の承認）並びに平成21年6月26日に開催されたユーエスシーの定時株主総会及び平成21年6月29日に開催された共信テクノソニックの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づく承認を得ております。

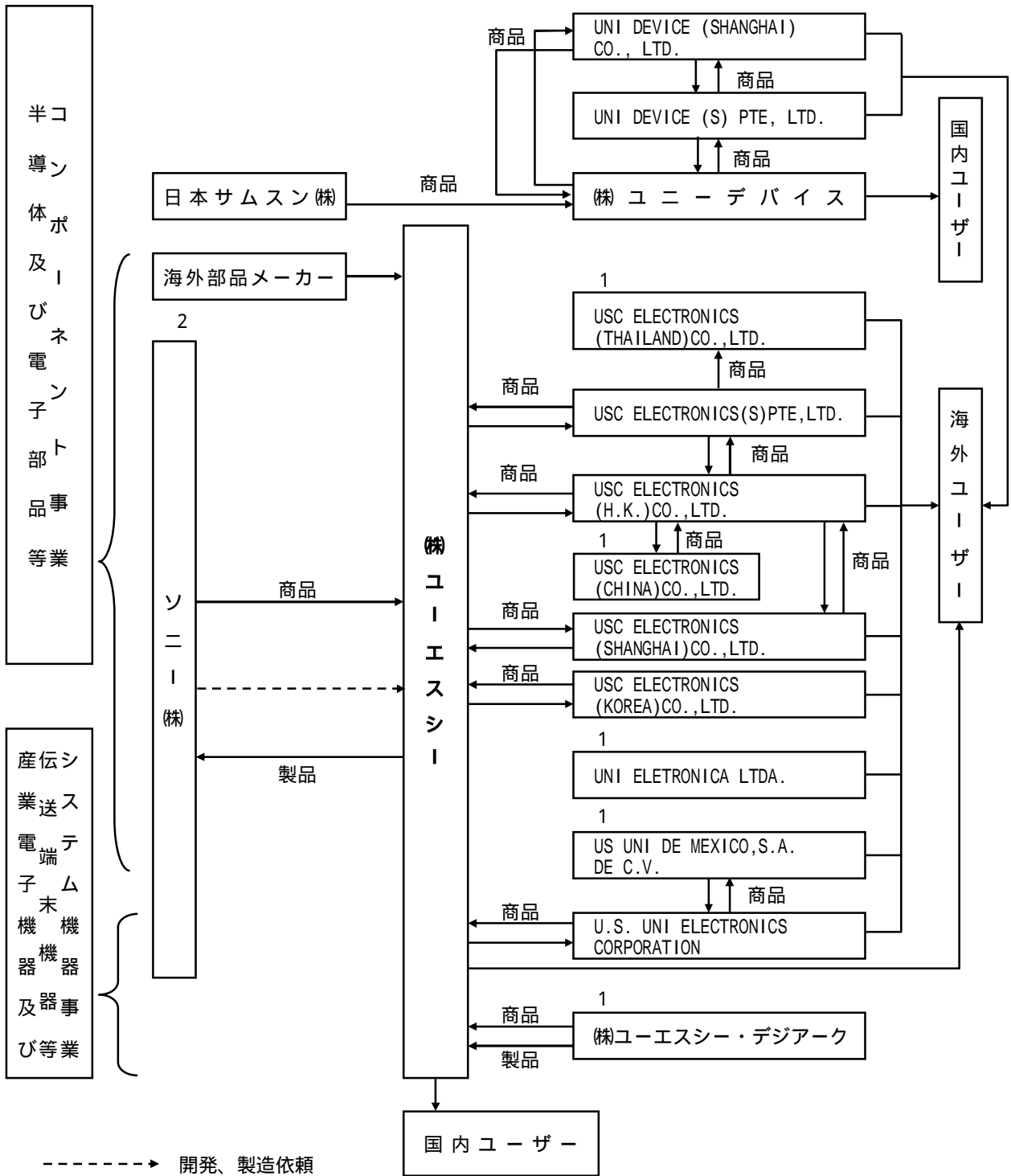
会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)			
(連結子会社) 株ユーエスシー	東京都品川区	3,184	半導体製品等コンポーネントの販売及び電子機器の開発、製造、販売	100.0	未定	未定	未定	未定	未定
共信テクノソニック株	東京都品川区	1,433	電子部品の販売及び電子機器の販売等	100.0	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、ユーエスシー及び共信テクノソニックは、当社の株式移転完全子会社となります。

当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックの平成21年3月期に係る連結会計年度末（平成21年3月31日）時点の状況については、以下のとおりです。

ユーエスシー

事業の系統図は、次のとおりであります。



(注) 無印 連結子会社

1 非連結子会社で持分法非適用会社

UNI ELETRONICA LTDA. は平成11年3月を持って営業を停止しております。

2 関連当事者(主要株主)

3 (株)デジサーブは平成20年12月に(株)ユーエスシー・デジアークと合併しております。

関係会社の状況

会社の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権に対する所有割合 (%)	関係内容			
					役員の兼任 (名)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借等
(連結子会社)								
USC ELECTRONICS (S) PTE,LTD. (注) 1	シンガポール共和国	20 万シンガポールドル	電子部品の販売	100.0	-	なし	電子部品の売上・仕入	なし
U.S.UNI ELECTRONICS CORPORATION	米国カリフォルニア州	160 万米ドル	電子部品の販売	100.0	-	なし	電子部品の売上・仕入	なし
USC ELECTRONICS (H.K.) CO.,LTD. (注) 1, 3	香港	7,972 万香港ドル	電子部品の販売	100.0 (19.7)	1	なし	電子部品の売上・仕入	なし
USC ELECTRONICS (KOREA) CO.,LTD. (注) 7	大韓民国	2,000 百万ウォン	電子部品の販売	100.0	2	なし	電子部品の売上・仕入	なし
USC ELECTRONICS (SHANGHAI) CO.,LTD. (注) 1, 4	中華人民共和国	400 万米ドル	電子部品の販売	100.0 (100.0)	-	なし	電子部品の売上・仕入	なし
㈱ユニードバイス (注) 1, 7	東京都品川区	334 百万円	電子部品の販売	72.5	2	なし	電子部品の仕入	なし
UNI DEVICE (S) PTE, LTD. (注) 5	シンガポール共和国	80 万シンガポールドル	電子部品の販売	72.5 (72.5)	-	なし	なし	なし
UNI DEVICE (SHANGHAI) CO., LTD. (注) 6	中華人民共和国	50 万米ドル	電子部品の販売	72.5 (72.5)	-	なし	なし	なし
(持分法適用関連会社)								
CU TECH CORPORATION	大韓民国	7,000 百万ウォン	電子機器及び部品の製造販売	44.7	-	あり	回路ユニット製造の資材調達	なし

(注) 1 特定子会社に該当しております。

2 上記の子会社のうちには、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3 USC ELECTRONICS (H.K.) CO.,LTD.の議決権の所有割合欄()数字は、間接所有割合でUSC ELECTRONICS (S) PTE,LTD.が所有しております。

4 USC ELECTRONICS (SHANGHAI) CO.,LTD.の議決権の所有割合欄()数字は、間接所有割合でUSC ELECTRONICS (H.K.) CO.,LTD.が所有しております。

5 UNI DEVICE (S) PTE,LTD.の議決権の所有割合欄()数字は、間接所有割合で㈱ユニードバイスが所有しております。

6 UNI DEVICE (SHANGHAI) CO.,LTD.の議決権の所有割合欄()数字は、間接所有割合で㈱ユニードバイス及びUNI DEVICE (S) PTE,LTD.が所有しております。

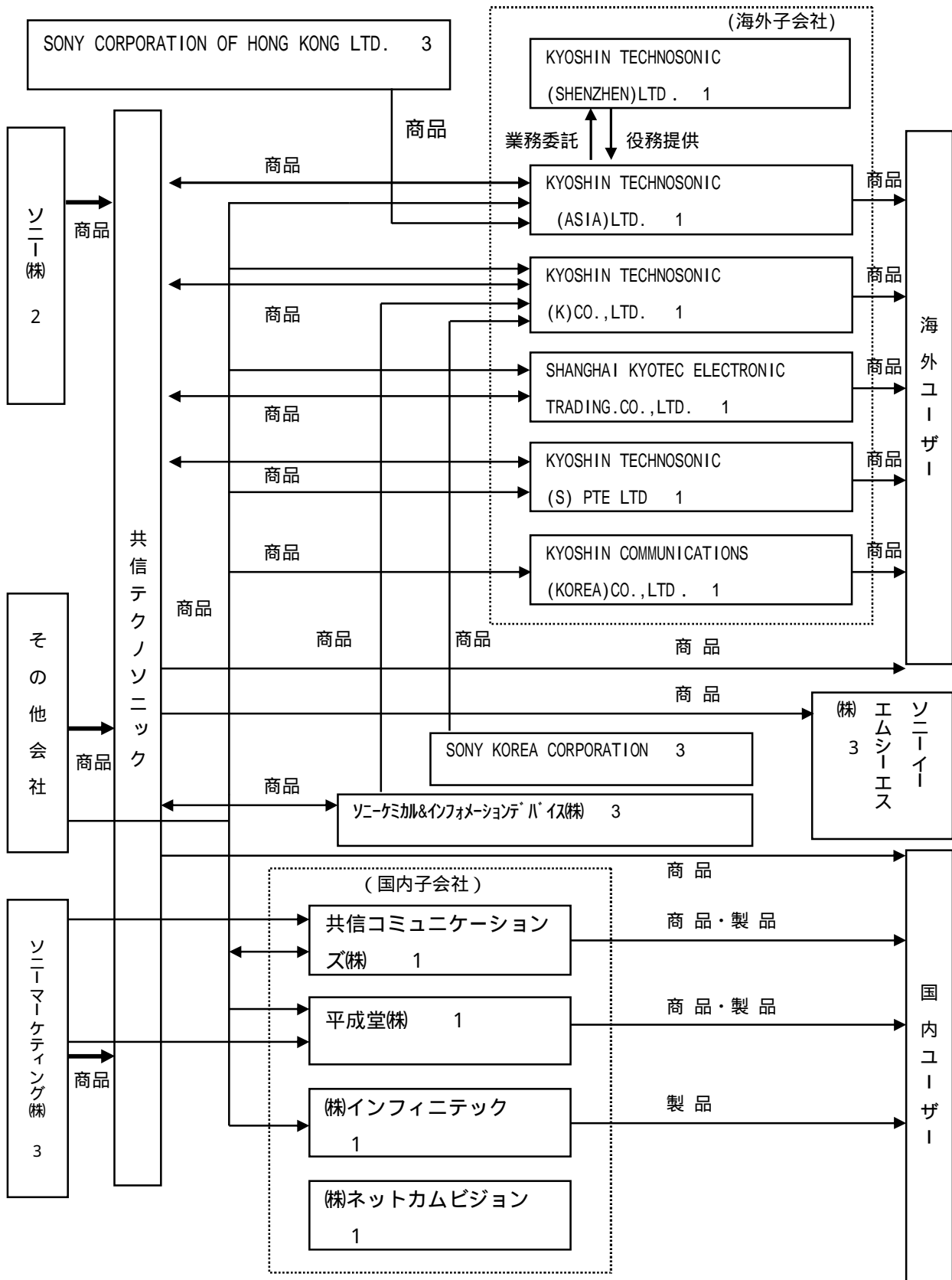
7 ㈱ユニードバイス及びUSC ELECTRONICS (KOREA) CO.,LTD.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

会社名	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
㈱ユニードバイス	51,531	135	51	2,543	10,918
USC ELECTRONICS (KOREA) CO.,LTD.	23,918	360	77	1,681	4,632

共信テクノソニック

事業の系統図は、次のとおりであります。



- (注) 1 連結子会社
 2 その他の関係会社
 3 関連当事者(その他の関係会社の子会社)

関係会社の状況
連結子会社

会社の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権に対する所有割合(%)	関係内容			
					役員の兼任(名)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借等
KYOSHIN TECHNOSONIC (ASIA) LTD.	香港	4,615 千米ドル	電子部品電子機器販売事業	100.0	1	なし	電子部品の販売及び電子機器の販売	金融機関からの借入金及び仕入債務に対する債務保証
KYOSHIN TECHNOSONIC (K) CO.,LTD.	大韓民国	3,000,000 千ウォン	電子部品電子機器販売事業	100.0	-	なし	電子部品の販売及び電子機器の販売	なし
SHANGHAI KYOTEC ELECTRONIC TRADING CO.,LTD.	中華人民共和国	3,997 千元	電子部品販売事業	100.0 (100.0)	-	なし	電子部品の販売	なし
KYOSHIN TECHNOSONIC (S) PTE LTD	シンガポール共和国	800 千シンガポールドル	電子部品電子機器販売事業	100.0 (100.0)	-	なし	電子部品の販売及び電子機器の販売	仕入債務に対する債務保証
KYOSHIN TECHNOSONIC (SHENZHEN) LTD.	中華人民共和国	6,401 千元	電子部品販売事業	100.0 (100.0)	-	なし	なし	金融機関からの借入金に対する債務保証
KYOSHIN COMMUNICATIONS (KOREA) CO.,LTD.	大韓民国	80,000 千ウォン	電子機器販売事業	80.0 (80.0)	1	なし	なし	金融機関からの借入金に対する債務保証
共信コミュニケーションズ(株)	東京都品川区	400 百万円	電子機器販売事業	80.0	2	なし	電子機器の販売	金融機関からの借入金に対する債務保証
平成堂(株)	香川県丸亀市	10 百万円	電子機器販売事業	90.0	1	貸付金 110百万円	なし	金融機関からの借入金に対する債務保証
(株)インフィニテック	東京都品川区	50 百万円	電子機器販売事業	60.0	1	なし	なし	なし
(株)ネットカムビジョン	東京都日野市	10 百万円	電子機器販売事業	100.0	1	なし	なし	なし

(注) 1 「事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 KYOSHIN TECHNOSONIC (ASIA) LTD.、KYOSHIN TECHNOSONIC (K) CO.,LTD.及び共信コミュニケーションズ株式会社は、特定子会社に該当しております。

3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4 KYOSHIN TECHNOSONIC (ASIA) LTD.及び共信コミュニケーションズ株式会社につきましては、売上高(連結相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

会社名	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
KYOSHIN TECHNOSONIC (ASIA) LTD.	11,306	8	87	514	2,819
共信コミュニケーションズ(株)	15,787	252	84	896	6,202

その他の関係会社

会社の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権に対する所有割合又は被所有割合(%)	関係内容			
					役員の兼任(名)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借等
ソニー㈱	東京都港区	630,765百万円	電子・電気機械器具の製造・販売	(被所有) 30.5 (2.0)	-	なし	電子部品等の同社からの仕入(特約店)	なし

- (注) 1 有価証券報告書を提出しております。
2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、ユーエスシー及び共信テクノソニックは当社の完全子会社になる予定です。前記「上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

イ 役員の兼任関係

当社の完全子会社であるユーエスシー及び共信テクノソニックとの役員の兼任関係は、前記「上場申請会社の企業集団の概要 ア 上場申請会社の概要」の記載をご参照ください。

ウ 取引関係

当社の完全子会社であるユーエスシー及び共信テクノソニックと関係会社の取引関係は、前記「上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

ユーエスシーと共信テクノソニックは、両社株主総会による承認を前提として、平成21年10月1日(予定)を期して、当社を株式移転設立完全親会社、ユーエスシーと共信テクノソニックを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成21年5月22日の両社取締役会において作成いたしました。なお、ユーエスシーと共信テクノソニックは、同日付で、共同株式移転の方法によりユーエスシー及び共信テクノソニックの完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する統合契約書を締結しております。

株式移転計画に基づき、ユーエスシーの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、共信テクノソニックの普通株式1株に対して当社の普通株式0.45株をそれぞれ割り当て交付します。当該株式移転計画においては、平成21年6月26日に開催される予定のユーエスシーの定時株主総会及び平成21年6月29日に開催される予定の共信テクノソニックの定時株主総会において、当該株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、新株予約権の取扱い、資本金及び準備金の額、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)。

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書(写)

株式会社ユーエスシー(以下「甲」という。)と共信テクノソニック株式会社(以下「乙」という。)は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画(以下「本株式移

転計画」という。)を作成する。

第1条(株式移転)

本株式移転計画の定めるところに従い、甲及び乙は共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「新会社」という。)の成立の日(第6条に定義する。以下同じ。)において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとする。

第2条(新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「株式会社UKCホールディングス」とし、英文では「UKC Holdings Corporation」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、東京都品川区とし、本店の所在場所は、東京都品川区大崎一丁目6番4号とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、57,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条(新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 設立時取締役 | 福寿 幸男 |
| | 丸山 保夫 |
| | 大谷 満輝 |
| | 山川 良三 |
| | 渡辺 三之 |
| (2) 設立時監査役 | 野中 正行 |
| | 秋山 治一 |
| | 池部 晴彦 |
| (3) 設立時会計監査人 | あずさ監査法人 |

第4条(新会社が本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1. 新会社は、本株式移転に際して、新会社の成立の日の前日の最終の甲及び乙の株主名簿にそれぞれ記載又は記録された甲及び乙の株主に対して、それぞれその所有する普通株式に代わり、()甲が新会社の成立の日の前日現在発行している普通株式の合計に1を乗じた数、及び()乙が新会社の成立の日の前日現在発行している普通株式の合計に0.45を乗じた数の合計数と同数の新会社の普通株式を交付する。なお、上記()又は()の計算の結果1株に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。
2. 新会社は、本株式移転に際して、新会社の成立の日の前日の最終の甲及び乙の株主名簿にそれぞれ記載又は記録された甲及び乙の株主に対して、()その所有する甲の普通株式1株につき新会社の普通株式1株の割合をもって割り当て、()その所有する乙の普通株式1株につき新会社の普通株式0.45株の割合をもって割り当てる。なお、()又は()の計算の結果1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条(新会社の資本金及び準備金の額)

新会社の設立時における資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

40億円

(2) 資本準備金の額

10億円

(3) その他資本剰余金の額

会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第6条(新会社の成立の日)

新会社の設立の登記をすべき日(以下「新会社の成立の日」という。)は、平成21年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条(株式移転計画承認株主総会)

1. 甲は、平成21年6月26日を開催日として定時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成21年6月29日を開催日として定時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、前二項の定めにかかわらず、甲及び乙は協議の上別途定める日を開催日として、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるための臨時株主総会を招集することができる。

第8条(株式上場)

新会社は、新会社の成立の日において、その発行する株式の東京証券取引所第一部への上場を予定する。

第9条(剰余金の配当)

1. 甲は、平成21年3月31日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり35円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成21年3月31日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後、新会社の成立の日に至るまで、新会社の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第10条(自己株式の消却)

甲及び乙は、本株式移転計画作成の時点でそれぞれが保有する自己株式及び本株式移転計画作成の日から新会社の成立の日の前日までにそれぞれが取得した自己株式の全てを、新会社の成立の日の前日までに、会社法第178条の規定に従い消却するものとする。

第11条(会社財産の管理等)

甲及び乙は、本株式移転計画作成後、新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって通常の範囲内で自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、本株式移転計画で別途定める事項を除き、相手方当事者の事前の書面による承諾を得ない限り、それぞれの連結ベースでの財産、経営又は権利義務に重大な悪影響を与えるおそれのある行為を行わないものとする。

第12条(本株式移転計画の効力)

本株式移転計画は、第7条に定める甲又は乙の株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項の承認が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第13条(株式移転条件の変更及び本株式移転の中止)

本株式移転計画作成後、新会社の成立の日に至るまでの間において、甲又は乙の連結ベースでの財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本株式移転の条件(第4条に定める交付する株式及びその割当てに関する事項を含む。)その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を

中止することができる。

第14条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議の上定めるものとする。

以 上

本株式移転計画作成の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成21年 5 月22日

甲：東京都品川区大崎一丁目 6 番 4 号
株式会社ユーエスシー
代表取締役社長 福寿 幸男

乙：東京都品川区西五反田一丁目31番 1 号
共信テクノソニック株式会社
代表取締役社長 丸山 保夫

定 款

第 1 章 総則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 U K C ホールディングスと称し、英文では、UKC Holdings Corporationと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 電子機器の製造および販売
- (2) 電子部品の開発、販売および輸出入
- (3) 前 2 号に関連する装置の製造販売および輸出入
- (4) 前 3 号に関連する利用技術の開発および輸出入
- (5) 電子部品の各種試験および化学分析の受託
- (6) 家庭用電気製品に組み込むソフトウェアの開発、設計および販売
- (7) コンピュータソフトウェアの開発、設計および販売
- (8) 情報システムおよびインターネットを利用する通信ネットワークの企画、設計、運用に関する受託
- (9) 映像・音響・情報通信機器ならびにこれらに関連する付属品の古物の販売
- (10) 映像・音響・情報通信機器ならびにこれらに関連する付属品のレンタル業
- (11) 古紙、ダンボール等紙製品のリサイクル、ならびにそれらを利用した商品の開発・製造・販売およびリース
- (12) 梱包用具の開発・製造・販売ならびにリサイクルおよびリース
- (13) 環境に関するコンサルタント業務
- (14) 貨物輸送取扱事業
- (15) 労働者派遣事業
- (16) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、57,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使の手續等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(中間配当)

第40条 当社は、取締役会の決議によって、中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をいう。)をすることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の金銭には利息をつけない。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第43条 第39条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(取締役および監査役の当初の報酬等)

第44条 第26条および第34条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の額は年額300百万円以内とし、監査役の報酬等の額は年額48百万円以内とする。

(附則の削除)

第45条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	ユーエスシー	共信テクノソニック
株式移転比率	1	0.45

(注) 1 ユーエスシーの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、共信テクノソニックの普通株式1株に対して当社の普通株式0.45株をそれぞれ割り当て交付いたします。なお、本株式移転により、ユーエスシー又は共信テクノソニックの株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議のうえ、変更することがあります。

また、当社の単元株式数は、100株といたします。

2 当社が本株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式 14,464,193株

ユーエスシーの発行済株式総数11,276,944株(平成21年3月末時点)、共信テクノソニックの発行済株式総数7,148,400株(平成21年3月末時点)に基づいて算出しております。但し、ユーエスシー及び共信テクノソニックは、本株式移転の効力発生日(以下「本株式移転効力発生日」といいます。)の前日までにそれぞれが保有する自己株式のすべての消却を予定しているため、平成21年3月末時点でユーエスシーが保有する自己株式29,379株、平成21年3月末時点で共信テクノソニックが保有する自己株式337株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、両社は、本株式移転効力発生日の前日までに新たに自己株式を保有することとなる可能性があり、かかる自己株式についても消却することを予定しているため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

算定の基礎

ユーエスシー及び共信テクノソニックは、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、ユーエスシーは大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「大和証券S M B C」といいます。)、共信テクノソニックは野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)に対し本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、それぞれ株式移転比率算定書を受領いたしました。

大和証券S M B Cは、両社について市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「D C F法」といいます。)を採用して算定を行いました。大和証券S M B Cによる算定結果の概要は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の評価レンジは、ユーエスシーの普通株式1株に対する、共信テクノソニックの普通株式の評価レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の評価レンジ
	市場株価法	0.38~0.45
	D C F法	0.57~0.60

なお、市場株価法については、平成21年5月21日を基準日として、基準日から直近1ヶ月及び3ヶ月の期間における終値平均株価、並びに両社の平成21年3月期の業績予想修正が開示された翌営業日以降となる平成21年4月30日から基準日までの期間、及び両社の平成21年3月期決算短信が開示された翌営業日である平成21年5月15日から基準日までの期間における終値平均株価を採用いたしました。

大和証券S M B Cは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また両社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)について、独自に評価、鑑定又は査定を行わず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測(利益計画、

及びその他の情報を含みます。)については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

一方、野村證券は、両社株式に市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うと同時に、両社について類似会社比較法及びDCF法による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、ユーエスシーの普通株式1株に対する、共信テクノソニックの普通株式の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
	市場株価平均法	0.41～0.44
	類似会社比較法	0.76～0.93
	DCF法	0.61～0.64

なお、市場株価平均法については、平成21年5月21日を算定基準日として、算定基準日の終値、ユーエスシーの平成21年3月期の業績予想修正が公表された翌営業日から算定基準日まで(平成21年4月30日～平成21年5月21日)の終値平均、ユーエスシー及び共信テクノソニックによる平成21年3月期決算発表の翌営業日から算定基準日まで(平成21年5月15日～平成21年5月21日)の終値平均並びに算定基準日から遡る1ヶ月間の終値平均を採用いたしました。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また両社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測(利益計画、及びその他の情報を含みます。)については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、大和証券SMB C及び野村證券がDCF法の前提としたユーエスシーの利益計画につきましては、平成22年3月期は足元の不透明な経済環境を鑑み、下半期においても主要顧客の生産調整が継続されるとした厳しい市場環境の見立てを前提とし、営業利益が1,130百万円に減少する可能性を織り込んだ計画となっております(平成21年3月期の営業利益は3,008百万円)。平成23年3月期には主要顧客の生産調整の影響も軽減されるものと予想され、翌平成24年3月期には、売上高、営業利益ともに平成20年3月期以前の水準を回復するものと見込んでおります。

また、大和証券SMB C及び野村證券がDCF法の前提とした共信テクノソニックの利益計画につきましては、業績の堅調な進展を想定しております。平成22年3月期においては、上半期は平成21年3月期の下半期に引き続き、主要顧客の生産調整の影響があるものの、下半期には緩やかながらもそれが改善されること、及び、構造改革による経費削減が見込まれることから、営業利益については若干の減少にとどまる計画となっております。平成23年3月期には、最終製品の需要が回復し、それに伴い顧客の生産にも本格的な回復が予想されるため、電子デバイスの受注増加を見込んでおります。平成24年3月期以降につきましても、一層の売上拡大及び新規事業の売上増により、更なる増益を見込んでおります。

算定の経緯

上記記載のとおり、ユーエスシーは大和証券SMB Cに、共信テクノソニックは野村證券に、それぞれ株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、平成21年5月22日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの合意に至りました。

算定機関との関係

算定機関である大和証券S M B C及び野村證券は、いずれもユーエスシー又は共信テクノソニックの関連当事者には該当いたしません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(1) 剰余金の配当

共信テクノソニックの定款には、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める」旨の定款の定め（以下「取締役会決議規定」といいます。）が存在します。これにより、法令に従い取締役会決議規定が効力を有する場合には、剰余金の配当（配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除きます。）は取締役会により決定しなければならず、株主総会の決議によることができません。

これに対して、ユーエスシーの定款においては取締役会決議規定に相当する規定が存在しないため、剰余金の配当については株主総会の決議によることとなります。当社の定款においても、取締役会決議規定に相当する規定は設けられない予定です。

(2) 有価証券の買受け

共信テクノソニックの定款には取締役会決議規定が存在するため、法令に従い取締役会決議規定が効力を有する場合には、共信テクノソニックによる株主との合意による自己の株式の取得（但し、特定の株主からの相対取得を除きます。）は取締役会によらなければ決定することができません。

これに対し、ユーエスシーの定款には、取締役会決議規定に相当する規定が存在せず、当社においても当該規定を置かない予定であるため、株主との合意による自己の株式の取得は株主総会の決議によることとなります。もっとも、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨の定めがあるため、市場取引等による自己の株式の取得は取締役会により決定することができます。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 買取請求権の行使の方法について

ユーエスシー又は共信テクノソニックの株主が、その有するユーエスシー又は共信テクノソニックの普通株式につき、ユーエスシー又は共信テクノソニックに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年6月26日に開催されたユーエスシーの定時株主総会又は平成21年6月29日に開催された共信テクノソニックの定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれユーエスシー又は共信テクノソニックに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ユーエスシー及び共信テクノソニックが、上記定時株主総会の決議の日（ユーエスシーについては平成21年6月26日、共信テクノソニックについては平成21年6月29日）から2週間以内の会社法第806条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法について

ユーエスシー

議決権の行使の方法としては、平成21年6月26日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、ユーエスシーの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面をユーエスシーに提出する必要があります。）。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成21年6月25日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ユーエスシーに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、

当該株主は、平成21年6月23日までに、ユーエスシーに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、ユーエスシーは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

共信テクノソニック

議決権の行使の方法としては、平成21年6月29日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、共信テクノソニックの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、共信テクノソニックに提出する必要があります。）。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成21年6月28日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、共信テクノソニックに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成21年6月26日までに、共信テクノソニックに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、共信テクノソニックは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

(3) 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、ユーエスシー及び共信テクノソニックの平成21年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に割り当てられます。株主は、株券電子化前に株券等の保管振替制度を利用していた株主であるか株券電子化に伴って特別口座に記録された株主であるかを問わず、特段の手続を要することなく、自己のユーエスシー又は共信テクノソニックの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

7【組織再編成に関する手続】

- (1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法
本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項、ユーエスシーにおいては共信テクノソニックの、共信テクノソニックにおいてはユーエスシーの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、ユーエスシーの本店に平成21年6月12日より、共信テクノソニックの本店に平成21年6月12日よりそれぞれ備え置いています。その他に、ユーエスシー又は共信テクノソニックの最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

の書類は、平成21年5月22日開催のユーエスシー及び共信テクノソニックの取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、ユーエスシーの平成21年3月期の計算書類等又は共信テクノソニックの平成21年3月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、ユーエスシーの平成21年3月期又は共信テクノソニックの平成21年3月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面です。

これらの書類は、ユーエスシー及び共信テクノソニックの本店で閲覧することができます。

- (2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成21年3月31日	定時株主総会基準日（両社）
平成21年5月22日	株式移転計画書作成・統合契約締結承認取締役会（両社）

平成21年5月22日	株式移転計画書作成・統合契約締結（両社）
平成21年6月26日	株式移転計画承認時株主総会（ユーエスシー）
平成21年6月29日	株式移転計画承認時株主総会（共信テクノソニック）
平成21年9月24日（予定）	株式売買最終日（両社）
平成21年9月25日（予定）	株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）上場廃止日（ユーエスシー）
平成21年9月25日（予定）	ジャスダック証券取引所上場廃止日（共信テクノソニック）
平成21年10月1日（予定）	当社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成21年10月1日（予定）	当社株式上場日

但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、ユーエスシー及び共信テクノソニックで協議のうえ、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

ユーエスシー又は共信テクノソニックの株主が、その有するユーエスシー又は共信テクノソニックの普通株式につき、ユーエスシー又は共信テクノソニックに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年6月26日に開催されたユーエスシーの定時株主総会又は平成21年6月29日に開催された共信テクノソニックの定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれユーエスシー又は共信テクノソニックに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ユーエスシー及び共信テクノソニックが、上記定時株主総会の決議の日（ユーエスシーについては平成21年6月26日、共信テクノソニックについては平成21年6月29日）から2週間以内の会社法第806条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

(2) 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本報告書提出日現在において財務情報はありませんが、ユーエスシー及び共信テクノソニックの最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりであります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高（百万円）	363,033
経常利益（百万円）	5,373
当期純利益（百万円）	2,788

(3) 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックの最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、それぞれ以下のとおりです。

ユーエスシー
 主要な経営指標等の推移
 連結経営指標等の推移

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高(百万円)	182,338	196,791	198,220	234,447	187,121
経常利益(百万円)	4,520	4,339	4,020	3,713	1,844
当期純利益(百万円)	2,619	2,477	2,359	1,948	243
純資産額(百万円)	21,417	24,740	27,239	27,611	26,719
総資産額(百万円)	62,781	70,122	70,050	79,434	47,466
1株当たり純資産額(円)	1,900.98	2,196.33	2,360.32	2,387.11	2,307.49
1株当たり当期純利益金額(円)	229.92	217.14	209.73	173.21	21.65
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	34.1	35.3	37.9	33.8	54.7
自己資本利益率(%)	13.0	10.7	9.2	7.3	0.9
株価収益率(倍)	9.81	11.33	9.52	7.22	37.82
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,953	1,208	944	2,270	825
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,398	1,041	428	1,183	188
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	796	214	561	988	3,120
現金及び現金同等物の期末残高(百万円)	7,930	8,418	7,843	9,377	6,594
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	365 [61]	374 [59]	397 [52]	407 [59]	415 [54]

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第34期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

共信テクノソニック
 主要な経営指標等の推移
 連結経営指標等の推移

回次	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高(百万円)	117,216	112,362	117,662	128,585	103,916
経常利益(百万円)	1,727	2,146	1,727	1,660	991
当期純利益(百万円)	597	1,013	1,495	840	420
純資産額(百万円)	6,247	7,306	9,287	9,670	9,175
総資産額(百万円)	40,336	41,413	41,965	40,969	30,639
1株当たり純資産額(円)	871.62	1,022.19	1,215.17	1,266.08	1,248.89
1株当たり当期純利益金額(円)	81.28	141.76	209.18	117.56	58.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	-	-	209.05	-	-
自己資本比率(%)	15.5	17.6	20.7	22.1	29.1
自己資本利益率(%)	10.1	15.0	18.7	9.5	4.7
株価収益率(倍)	8.3	8.3	4.7	6.0	4.7
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	951	883	3,603	3,116	3,758
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	427	45	654	102	973
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	911	2,097	115	2,005	2,662
現金及び現金同等物の期末残高(百万円)	6,660	8,189	5,429	5,973	5,401
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	492 [64]	475 [68]	475 [56]	478 [69]	474 [75]

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 平成16年3月期、平成17年3月期及び平成18年3月期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 平成20年3月期連結会計年度以降、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 平成19年3月期連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第一部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

平成21年5月22日	ユーエスシー及び共信テクノソニックは、株主総会の承認を前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両社取締役会において本株式移転に関する「株式移転計画書」の作成及び両社の経営統合に関する「統合契約書」の締結を決議いたしました。
平成21年6月26日	ユーエスシーの定時株主総会において、ユーエスシー及び共信テクノソニックが共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議いたしました。
平成21年6月29日	共信テクノソニックの定時株主総会において、ユーエスシー及び共信テクノソニックが共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議いたしました。
平成21年10月1日	ユーエスシー及び共信テクノソニックが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックの沿革につきましては、両社の有価証券報告書（ユーエスシーについては平成21年6月29日提出、共信テクノソニックについては同年6月29日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、各種半導体・電子部品販売事業、電子機器・システム機器販売事業、品質検査事業、EMS事業、半導体・ハード/ソフトウェアデザインサービス等を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業を行う予定です。

また、当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックの平成21年3月期に係る連結会計年度末（平成21年3月31日）時点における事業の内容は以下のとおりです。

(1) ユーエスシー

ユーエスシーグループは、株式会社ユーエスシー、子会社13社及び関連会社1社並びにユーエスシーと継続的で緊密な事業上の関係がある主要株主により構成されており、半導体及び電子部品等コンポーネント販売事業と、産業電子機器及び伝送端末機器等システム機器開発・製造及び販売事業を営んでおります。

ユーエスシー、関係会社及び関連当事者の当該事業にかかる位置付け並びに事業部門との関連は、次のとおりであります。なお、ユーエスシーは事業の種類別セグメント情報を記載していないため、事業部門別によって記載しております。

事業部門の名称		主要製品	主要な会社
半導体及び電子部品等コンポーネント事業	集積回路	半導体集積回路（リニア集積回路、デジタル集積回路）、混成集積回路（厚膜、薄膜）	ユーエスシー ・ ソニー(株) ・ USC ELECTRONICS (S) PTE.,LTD. ・ U.S. UNI ELECTRONICS CORPORATION ・ USC ELECTRONICS (H.K.) CO.,LTD. ・ USC ELECTRONICS (SHANGHAI) CO.,LTD. ・ USC ELECTRONICS (KOREA) CO.,LTD.
	半導体素子	トランジスタ、ダイオード、光電変換素子、その他半導体素子	

事業部門の名称		主要製品	主要な会社
	その他	光学ピックアップ、磁気ヘッド、変成器、電源変圧器、複合部品、その他一般電子部品	<ul style="list-style-type: none"> ・ USC ELECTRONICS (CHINA) CO.,LTD. ・ USC ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD. ・ (株)ユーエスシー・デジアーク ・ UNI ELETRONICA LTDA. ・ US UNI DE MEXICO,S.A.DE C.V. ・ (株)ユニデバイス ・ UNI DEVICE (S) PTE,LTD. ・ UNI DEVICE (SHANGHAI) CO.,LTD.
産業電子機器及び伝送端末機器等システム機器事業	産業電子機器及び伝送端末機器	非接触ICカードR/Wモジュール、リモコン電子キーシステム、医療用監視システム、セキュリティシステム、車輛運行管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ユーエスシー ・ ソニー(株) ・ (株)ユーエスシー・デジアーク
	その他	紙幣鑑別機、修理・保守業務、品質検査受託業務、分析受託業務	

(2) 共信テクノソニック

共信テクノソニックグループは、共信テクノソニック、子会社10社、その他の関係会社1社及び共信テクノソニックと継続的で緊密な事業上の関係のある関連当事者（その他の関係会社の子会社）5社により構成され、電子部品販売事業と電子機器販売事業を営んでおります。

事業内容と、共信テクノソニック、子会社、その他の関係会社及び関連当事者にかかる位置付け、また、事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

区分	主要商・製品	主要な会社
電子部品販売事業	半導体	CCD、LCD、MMIC、ASIC、D-RAM
	電子部品	光学ピックアップユニット、バッテリー、TVチューナー用モジュール
	その他	光学ピックアップ、磁気ヘッド、変成器、電源変圧器、複合部品、その他一般電子部品
電子機器販売事業	電子機器	各種VTR、カメラ、ビデオプリンター、音響映像関連機器
	記録媒体品	磁気テープ、光ディスク、データ記録用ディスク
	製品	共信テクノソニック及び子会社取扱の電子機器を組み合わせたシステム製品
	その他	電子機器の修理、AV機器のレンタル、教育用ソフトウェア

4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックそれぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5【従業員の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックの平成21年3月期に係る連結会計年度末（平成21年3月31日）時点における従業員の状況につきましては、以下のとおりです。

ユーエスシー

平成21年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数（人）
半導体及び電子部品等コンポーネント事業	306（3）
産業電子機器及び伝送端末機器等システム機器事業	77（48）
全社（共通）	32（3）
合計	415（54）

- （注）1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できないユーエスシーの管理部門に所属しているものであります。

共信テクノソニック

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
電子部品販売事業	203（5）
電子機器販売事業	219（30）
全社（共通）	52（40）
合計	474（75）

- （注）1 従業員は就業人員であり、臨時従業員数（期間社員、契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）に年間の平均人員を外数で記載しております。
2 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない共信テクノソニックの総務・経理部門及び情報システム部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社

当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックの本報告書提出日までの1年間における労働組合の状況につきましては、以下のとおりです。

ア ユーエスシー

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

イ 共信テクノソニック

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックの業績等の概要につきましては、両社の有価証券報告書（ユーエスシーについては平成21年6月29日提出、共信テクノソニックについては同年6月29日提出）をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックの生産、受注及び販売の状況につきましては、両社の有価証券報告書（ユーエスシーについては平成21年6月29日提出、共信テクノソニックについては同年6月29日提出）をご参照ください。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックの対処すべき課題につきましては、両社の有価証券報告書（ユーエスシーについては平成21年6月29日提出、共信テクノソニックについては同年6月29日提出）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転によりユーエスシー及び共信テクノソニックの完全親会社となるため、当社の設立後は本報告書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

株式移転に係る手続等

本株式移転に係る手続は、本報告書提出日において終了しておらず、今後予定どおり進まない可能性があり、加えて、本株式移転は、一定の承認、報告、書類の提出及び条件の充足といった様々な条件（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上必要な手続を履践することを含みますが、それらに限られません。）に服していることから、国内外の規制当局が、本株式移転を停止又は遅延させることにより本株式移転の期待効果を減殺し、又は計画どおりの完了を困難にする条件を付した場合には、本株式移転が予定したとおりに完了せず、又は全く実現しない可能性があり、かかる事態が発生した場合には、当社グループ又はユーエスシーグループ若しくは共信テクノソニックグループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

経営統合効果

当初期待した統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。統合効果の十分な発揮を妨げる要因として以下が考えられますが、これらに限られません。

- ・顧客又は取引先との関係の悪化、対外的信用の低下、効果的な人員・生産・営業拠点配置の遅延、マーケティング戦略の不統一を含む様々な要因により収益面における統合効果が実現できない可能性
- ・重複する商品・製品、開発部門、販売・物流ネットワーク及び本部機構、財務・情報システムの統合等を始めとする業務の効率性向上策・コスト削減策を実現できないことにより、期待通りの業務の効率性向

上・コスト削減が実現出来ない可能性

- ・両社の経営統合に伴う製品、開発部門、販売・物流ネットワーク及び本部機構、財務・情報システムの統合並びに従業員の再配置等により想定外の追加費用が発生する可能性

(2) ユーエスシーの事業等のリスク

以下において、ユーエスシーグループの事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しております。

ＡＶ機器・パソコン周辺機器・カメラ・通信関連機器等の製品の消費動向等に影響を受けることについてユーエスシーグループの主力商品である半導体及び電子部品等の主要販売先は、国内外のＡＶ機器・パソコン周辺機器・カメラ・通信関連機器等のセットメーカー（以下、単に「セットメーカー」といいます。）であります。セットメーカーの業績は、それらの製品の消費動向に影響を受ける可能性があります。したがって、ユーエスシーグループの業績は、国内外のＡＶ機器・パソコン周辺機器・カメラ・通信関連機器等の製品の消費動向等に影響を受ける傾向にあります。

競合・技術革新等のリスクについて

近年のデジタル化、ネットワーク化の急速な進展により、ユーエスシーグループの主力商品である半導体及び電子部品等の需要は、デジタルＡＶ機器・パソコン周辺機器・カメラ・通信関連機器向けの拡大や、新たな搭載製品の用途開拓とともに基本的には増加していくものと見込まれます。しかしながら今後は、価格や納期対応、情報や技術の提供等による差別化等によるセットメーカー間、商社間の競争は益々厳しくなると考えられます。また、半導体及び電子部品自体に、技術革新や需給関係による価格変動があります。

こうした中、ユーエスシーグループは商社機能の他に、主たる仕入先であるソニー株式会社との協働や自社技術の付加等により、顧客である各セットメーカーの短期的に変動するニーズに合った商品を提供するとともに、異なった部品の組合せによるキットセールス等も行い、機能・コスト両面の最大限のメリットを顧客に提供するソリューション提案型営業を展開し、販売を拡大してまいりました。

しかしながら、画期的な新技術・新商品が出現するなどによって、ユーエスシーグループの提供する商品やサービスが陳腐化し、それらに対する対応が遅れた場合、競合他社との競争力が低下する可能性があります。また、最近一段と加速しているセットメーカーの部品内製化、海外生産シフト及び現地調達などの進展の度合い、更にはユーエスシーが部品を供給しているセットメーカー製品の市場競争力により、ユーエスシーグループの業績に影響を受ける可能性があります。

ソニー株式会社グループとの取引について

ユーエスシーグループは、主要株主であるソニー株式会社（平成21年3月期末現在、ユーエスシー株式の11.7%を実質的に所有）の半導体製品等の電子部品を主に取り扱っております。

ソニー株式会社及び同社の子会社等からのユーエスシーグループの仕入高は、平成21年3月期103,172百万円でありユーエスシーグループの仕入高（商品及び材料）に占める割合は、59.2%となっており依存率が高くなっております。ユーエスシーグループは、ソニー株式会社製の電子部品の取扱いを中核とする事業戦略を基本としておりますので、ソニー株式会社グループの経営方針の変更等が業績に影響を与える可能性があります。

なお、ユーエスシーはソニー株式会社との間に、ソニー製半導体及び電子部品に係る販売特約店契約（昭和59年7月契約、期間1年、自動更新）を締結しております（海外においてはそれぞれソニー株式会社の現地販売子会社と同様な契約を締結しております。）。

平成21年3月期におけるユーエスシーとソニー株式会社との取引状況は以下のとおりであります。

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	ソニー(株)	東京都港区	630,765	電子・電気機械器具の製造、販売	被所有 11.7%	電子部品・機器の同社からの仕入 (特約店)	電子部品の仕入	35,782	買掛金	3,037

(注) 1 取引条件ないし取引条件の決定方針等

電子部品・機器の仕入は市場価格等を勘案し、毎期交渉の上決定しております。

2 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

為替変動の影響について

ユーエスシーグループの海外売上高の連結売上高に占める割合は、平成21年3月期において62.1%となっており、仕向地としては東南アジア（シンガポール・香港・台湾・韓国・中国等）が大部分を占めており、その他は北中米（米国・メキシコ）であることから、為替レートの変動により業績に影響を受ける可能性があります。但し、海外売上高がすべて外貨取引ではなく、さらに仕入金額の中にも外貨建取引があるため、為替変動の影響は緩和される構造になっております。

ユーエスシーグループは、通常の営業過程における輸出入取引に係わる為替変動リスクを軽減するために、為替予約取引等を行っておりますが、為替変動リスクを完全に回避できるものではなく、今後もユーエスシーグループの外貨建債権・債務及び関連勘定等について、為替相場の変動がユーエスシーグループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 共信テクノソニックの事業等のリスク

以下において共信テクノソニックグループの事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しております。

共信テクノソニックグループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の予防及び発生時の対応に努める方針であります。

電子部品販売事業における顧客の需要動向による影響について

共信テクノソニックグループの電子部品販売事業の取扱商品は半導体、電子部品でありますので、顧客の半導体需要動向及びそれらを搭載した顧客製品の消費動向は業績に大きな影響を与える可能性があります。

また、受発注管理の徹底により商品在庫を抑えることに留意しておりますが、顧客需要の急激な冷え込みにより、商品在庫過多に陥る可能性があります。

電子機器販売事業における景気変動による影響と事業の季節変動について

共信テクノソニックグループの電子機器販売事業は、放送関連市場、企業・学校・官公庁市場を主な市場としている特性から、顧客の予算執行に大きく依存し、景気変動や顧客を取り巻く経営環境に伴い顧客が予算を執行しない場合は共信テクノソニックグループの業績に影響を受ける可能性があります。

また、顧客の予算執行の関係で期末の9月と3月に売上高が集中する傾向にあり、期末月の売上予測を過大に見積もった場合、共信テクノソニックグループの業績予測に少なからぬ影響を及ぼす可能性があります。

特定の取引先への依存度が高いことについて

共信テクノソニックグループはソニー株式会社と半導体、電子部品販売に係る特約店契約を締結し、ソニーマーケティング株式会社と情報関連機器等販売に係る特約店契約を締結しており、これら2社からの仕入高の共信テクノソニックグループ全仕入高に占める割合は平成21年3月期では約56%となっております。従いまして、ソニー株式会社もしくはソニーマーケティング株式会社の経営戦略の変更等は、業績に影響を及ぼす可能性があります。

為替変動の影響について

共信テクノソニックの輸出ビジネスは、平成16年4月以降は仕入通貨、回収通貨はそれぞれ主として米ドル建てに変更されておりますが、為替変動によるリスクを全て排除することは不可能であります。

競合について

共信テクノソニックグループの商品カテゴリーを扱う商社は多数存在するため、価格競争の激化、技術革新に伴う商品の陳腐化といった要因が業績に影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務

共信テクノソニックグループの従業員退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待運用収益率に基づいて算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または、前提条件が変更された場合はその影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。今後の割引率の低下や運用利回りの悪化は共信テクノソニックグループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

技術投資に関するリスクについて

共信テクノソニックグループでは、同業他社との差別化を図り電子部品商社としての付加価値を顧客に提供するべく、技術力の強化に努めております。サプライヤーの不得意あるいは手薄な技術分野を補完し、密接な協力体制を構築することで、自らの存在意義を高めていこうと考えており、そのための人材育成・確保といった先行投資にも力をいれております。しかしながら、半導体・電子部品の技術革新スピードは早く、対応するために必要となる投資額も増加の一途をたどっております。ビジネス案件が頓挫し、投資額に見合ったリターンを得られないような場合、共信テクノソニックグループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

ニュービジネスの立ち上げに伴うリスクについて

共信テクノソニックグループでは、今後も持続的な成長を実現するためには、新規商材の開拓と拡販による、いわゆるニュービジネスを推進していくことが必要であると認識しております。海外メーカーやベンチャー企業を中心に、市場競争力があると思われる商材を開拓し、共信テクノソニックグループの抱える有力顧客に対して積極的に販売していく方針であります。ニュービジネスの立ち上げにあたっては、その市場性や採算性などに十分な検証を行った上で意思決定を行っておりますが、市場環境の急激な変化や不測の事態等により当初の事業計画を達成できない場合には、それまでの人材登用や研究開発といった投資負担等が、共信テクノソニックグループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックの経営上の重要な契約等につきましては、両社の有価証券報告書（ユーエスシーについては平成21年6月29日提出、共信テクノソニックについては同年6月29日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックの研究開発活動につきましては、両社の有価証券報告書（ユーエスシーについては平成21年6月29日提出、共信テクノソニックについては同年6月29日提出）をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックの財政状態及び経営成績の分析につきましては、両社の有価証券報告書（ユーエスシーについては平成21年6月29日提出、共信テクノソニックについては同年6月29日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックの設備投資等の概要につきましては、両社の有価証券報告書（ユーエスシーについては平成21年6月29日提出、共信テクノソニックについては同年6月29日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックの主要な設備の状況につきましては、両社の有価証券報告書（ユーエスシーについては平成21年6月29日提出、共信テクノソニックについては同年6月29日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

ユーエスシー

ユーエスシーの平成21年3月期に係る連結会計年度末（平成21年3月31日）時点における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

ユーエスシーグループの設備投資につきましては景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが計画策定に当っては、ユーエスシーを中心に調整を図っております。

なお、平成21年3月期に係る連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修はありません。

共信テクノソニック

共信テクノソニックの平成21年3月期に係る連結会計年度末（平成21年3月31日）時点における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

平成21年3月期に係る連結会計年度末時点における重要な設備の新設、除却等について特に記載すべき事項はありません。

第4【上場申請会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

平成21年10月1日時点の当社の状況は以下のとおりです。

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	57,000,000
計	57,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,464,193	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
計	14,464,193	-	-

(注) ユーエスシーの発行済株式総数11,276,944株(平成21年3月末時点)、共信テクノソニックの発行済株式総数7,148,400株(平成21年3月末時点)に基づいて算出しております。但し、ユーエスシー及び共信テクノソニックは、本株式移転効力発生日の前日までにそれぞれが保有する自己株式のすべての消却を予定しているため、平成21年3月末時点でユーエスシーが保有する自己株式29,379株、平成21年3月末時点で共信テクノソニックが保有する自己株式337株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、両社は、本株式移転効力発生日の前日までに新たに自己株式を保有することとなる可能性があり、かかる自己株式についても消却することを予定しているため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成21年10月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりです。

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成21年10月1日	14,464,193 (予定)	14,464,193 (予定)	4,000	4,000	1,000	1,000

(注) ユーエスシーの発行済株式総数11,276,944株(平成21年3月末時点)、共信テクノソニックの発行済株式総数7,148,400株(平成21年3月末時点)に基づいて算出しております。但し、ユーエスシー及び共信テクノソニックは、本株式移転効力発生日の前日までにそれぞれが保有する自己株式のすべての消却を予定しているため、平成21年3月末時点でユーエスシーが保有する自己株式29,379株、平成21年3月末時点で共信テクノソニックが保有する自己株式337株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外して

おります。なお、両社は、本株式移転効力発生日の前日までに新たに自己株式を保有することとなる可能性があり、かかる自己株式についても消却することを予定しているため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はありません。

なお、当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックの平成21年3月31日現在の所有者別状況については、以下のとおりです。

ユーエスシー

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	24	19	29	61	3	2,876	3,012	-
所有株式数(単元)	-	48,478	426	12,780	11,182	10	39,788	112,664	10,544
所有株式数の割合(%)	-	43.03	0.38	11.34	9.93	0.01	35.31	100.00	-

(注) 1 自己株式29,379株は「個人その他」に293単元及び「単元未満株式の状況」に79株を含めて記載しております。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ3単元及び18株含まれております。

共信テクノソニック

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	10	11	36	8	2	1,461	1,528	-
所有株式数(単元)	-	5,658	336	29,303	1,199	16	34,957	71,469	1,500
所有株式数の割合(%)	-	7.92	0.47	40.99	1.68	0.02	48.92	100	-

(注) 1 自己株式337株は「個人その他」に3単元及び「単元未満株式の状況」に37株を含めて記載しております。

2 「その他の法人」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
みずほ信託退職給付信託ソニー株003口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	1,318	9.11
ソニー株式会社	東京都港区港南一丁目7番1号	916	6.33
中山 邦子	東京都世田谷区	766	5.30

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社アマダ	神奈川県伊勢原市石田200	763	5.27
みずほ信託退職給付信託東京 都民銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株 式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海ア イランドトリトンスクエア オフィスタ ワーZ棟	557	3.85
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	496	3.43
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	410	2.83
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	396	2.74
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	370	2.56
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロープライ ス スtock ファンド (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	40 WATER STREET, BOSTON MA 02109 U.S.A (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	350	2.41
資産管理サービス信託銀行株 式会社(年金信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海ア イランドトリトンスクエア オフィスタ ワーZ棟	349	2.41
計		6,695	46.28

(注) 平成21年3月31日現在のユーエスシーの株主の状況及び平成21年3月31日現在の共信テクノニックの株主の状況に基づき、本株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノニックの平成21年3月31日現在の議決権の状況は下記のとおりです。

ユーエスシー

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 29,300	-	権利内容に何ら限定のないユーエスシーにおける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,237,100	112,368	同上
単元未満株式	普通株式 10,544	-	単元株式数(100株)未満の株式
発行済株式数	11,276,944	-	-
総株主の議決権	-	112,368	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が300株含ま

れております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれておりません。

- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、ユーエスシー所有の自己株式79株が含まれております。

共信テクノソニック

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 300	-	権利内容に何ら限定のない共信テクノソニックにおける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,146,600	71,446	同上
単元未満株式	普通株式 1,500	-	単元株式数(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,148,400	-	-
総株主の議決権	-	71,446	-

(注)1 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれておりません。

- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、共信テクノソニック所有の自己株式37株が含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成21年10月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定です。また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成21年10月1日に設立予定であるため、本報告書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、株主総会の決議によるものとする予定です。また、中間配当（会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をいいます。）につきましては、当社は、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日であり、このほかにも、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定める予定です。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックの株価の推移は以下のとおりです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

ユーエスシー

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	3,220	2,620	2,760	2,015	1,499
最低(円)	2,060	1,850	1,681	1,133	701

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

共信テクノソニック

回次	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	1,250	1,277	1,289	1,028	818
最低(円)	600	620	866	656	275

(注) 最高・最低株価は、平成16年12月13日よりジャスダック証券取引所におけるものであり、それ以前は日本証券業協会の公表のものとあります。なお、第44期の事業年度別最高・最低株価のうち、は日本証券業協会の公表のものとあります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

ユーエスシー

月別	平成21年1月	平成21年2月	平成21年3月	平成21年4月	平成21年5月	平成21年6月
最高(円)	1,017	947	840	829	903	1,179
最低(円)	840	701	712	746	790	835

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

共信テクノソニック

月別	平成21年 1月	平成21年 2月	平成21年 3月	平成21年 4月	平成21年 5月	平成21年 6月
最高(円)	410	310	293	327	385	455
最低(円)	306	290	275	270	304	355

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものです。

5【役員の状況】

平成21年10月1日に就任を予定している当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するユーエスシーの株式数 (2) 所有する共信テクノソニックの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
代表取締役社長		福寿 幸男	昭和24年5月2日生	昭和47年4月 三菱電機(株)入社 昭和54年4月 ソニー(株)入社 平成9年7月 同社セミコンダクターカンパニーバイスプレジデント兼事業部長 平成12年1月 ソニーL S Iデザイン(株)取締役社長(代表取締役) 平成14年3月 ソニー(株)パーソナルオーディオカンパニー技術部長 平成17年10月 同社システムL S I事業本部事業部長 平成19年6月 ユーエスシー入社 顧問 平成19年10月 同社執行役員(株)ユーエスシー・デジーク取締役会長(代表取締役) 平成19年12月 ユーエスシーインターナショナルセミコンダクタマーケティングカンパニープレジデント兼応用技術統括部長 平成20年6月 同社取締役執行役員常務 平成20年8月 同社取締役副社長(代表取締役) 平成20年9月 (株)ユニデバイス取締役(現任) 平成20年10月 ユーエスシー取締役社長(代表取締役)(現任) (株)ユーエスシー・デジーク取締役	(注) 3	(1) 100株 (2) -株 (3) 100株
代表取締役副社長		丸山 保夫	昭和22年6月24日生	昭和45年4月 ソニー(株)入社 平成7年11月 ソニーインターナショナルシンガポール Audio部門長 平成9年11月 ソニーインターナショナル香港社長 平成11年5月 ソニーインターナショナルシンガポール 社長 ソニーエレクトロニクスシンガポール 社長 平成15年5月 ソニー香港 社長 平成19年4月 ソニー中国 取締役C F O 平成20年5月 共信テクノソニック入社 顧問 平成20年6月 同社代表取締役社長(現任)	(注) 3	(1) -株 (2) 12,000株 (3) 5,400株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するユー エスシーの株 式数 (2) 所有する共信 テクノソニッ クの株式数 (3) 割り当てられ る当社の株式 数
取締役		大谷 満輝	昭和24年2月20日生	昭和47年4月 ㈱藤田商店入社 昭和55年9月 宮川貿易㈱入社 昭和58年10月 東芝電池㈱入社 平成10年5月 ユーエスシー入社 管理本部総務 部付部長 平成10年5月 USC ELECTRONICS (H.K.) CO.,LTD. 董事長(代表者) 平成14年4月 ユーエスシー理事 平成17年6月 同社取締役 平成17年10月 USC ELECTRONICS (CHINA) CO.,LTD. 董事長(代表者) 平成18年10月 ユーエスシー中国圏ビジネス統括 兼E M P Sカンパニー プレジデ ント兼日本地区統括部門長 平成19年4月 同社執行役員常務 平成20年1月 同社財経センター長兼内部統制担 当役員 平成20年3月 ㈱ユニデバイス取締役(現任) USC ELECTRONICS (KOREA) CO.,LTD. 代表理事(代表者) (現任) 平成20年10月 ユーエスシー財経本部長兼内部統 制担当役員(現任) 平成21年4月 同社常務取締役(現任)	(注) 3	(1) 2,200株 (2) - 株 (3) 2,200株
取締役		山川 良三	昭和22年4月20日生	昭和46年4月 東京三洋電機㈱(現 三洋電機株 式会社)入社 平成3年9月 ㈱テクノソニック入社 平成10年6月 同社取締役管理部門長 平成12年4月 共信テクノソニック執行役員 平成12年7月 同社執行役員常務 平成13年6月 同社取締役経営企画室長 平成15年6月 同社常務取締役総合企画室長 平成17年6月 ㈱インフィニテック代表取締役社 長(現任) 平成17年10月 共信テクノソニック常務取締役総 務部門長 平成19年4月 同社常務取締役管理本部長 平成19年6月 同社専務取締役管理本部長(現 任)	(注) 3	(1) - 株 (2) 28,800株 (3) 12,960株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するユーエスシーの株式数 (2) 所有する共信テクノソニックの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役(社外取締役)		渡辺 三之	昭和12年11月17日生	昭和38年4月 ソニー(株)入社 平成10年6月 同社執行役員上席常務エレクトロニックデバイス営業本部長 平成13年5月 ソニー・プレジジョン・テクノロジー(株)取締役会長 平成15年6月 ユーエスシー取締役(現任) 平成15年7月 ソニー(株)顧問 平成16年6月 (株)アルゴグラフィックス監査役	(注) 3	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
常勤監査役		野中 正行	昭和22年10月5日生	昭和62年8月 ユーエスシー入社 平成4年3月 同社管理本部管理部門総務部長 平成7年4月 同社企画室長 平成13年4月 同社管理センター副センター長兼総務部長 平成14年4月 同社理事 平成16年4月 同社ビジネススタッフセンター総務人事部統括部長 平成16年6月 同社常勤監査役(現任)	(注) 4	(1) 4,300株 (2) - 株 (3) 4,300株
監査役(社外監査役)		秋山 治一	昭和17年9月4日生	昭和36年4月 大蔵省入省 平成10年7月 品川税務署長 平成11年7月 東京国税局調査第二部長 平成12年7月 芝税務署長 平成13年9月 税理士開業(現在) 平成19年6月 ユーエスシー監査役(現任)	(注) 4	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
監査役(社外監査役)		池部 晴彦	昭和36年8月26日生	平成2年4月 ソニー(株)入社 平成13年4月 同社エレクトロニックデバイス営業本部国内営業部門東日本営業部2課統括課長 平成20年4月 同社デバイス営業統括部門企画部統括部長 平成21年4月 同社コンシューマープロダクツ&デバイスグループ デバイス営業統括部門企画部統括部長(現任) 平成21年6月 ユーエスシー監査役(現任)	(注) 4	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
計						(1) 6,600株 (2) 40,800株 (3) 24,960株

- (注) 1 取締役の渡辺三之氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
- 2 監査役の秋山治一氏及び池部晴彦氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
- 3 取締役の任期は、平成21年10月1日である当社の設立日より、平成22年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、平成21年10月1日である当社の設立日より、平成25年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 所有するユーエスシー又は共信テクノソニックの株式数は、本報告書提出日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。よって、実際に当社の設立日の直前までに、所有する株式数及び当

社が交付する新株式数は変動することがあります。

6 役名及び職名は、本報告書提出日現在において決定している役職名を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。

役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議によって定めるものとします。但し、当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等の額は300百万円以内とし、当社の最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等の額は48百万円以内とする旨を定款（附則）で定める予定であります。

取締役に関する定款の規定

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定める予定です。取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決定する旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

監査役に関する定款の規定

当社の監査役は5名以内とする旨を定款で定める予定です。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするためであります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。また、当社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定める予定です。

以上の他、当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含みます。）及び監査役（監査役であった者を含みます。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定める予定です。これは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるようにすることを目的とするものであります。

また、社外取締役及び社外監査役として優秀な人材を招聘できるよう、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定める予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定める予定であります。

社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役渡辺三之氏は、当社の完全子会社となるユーエスシーの社外取締役に就任しております。

また、社外監査役秋山治一氏は当社の完全子会社となるユーエスシーの社外監査役に就任しております。

このほか、社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

【監査公認会計士等の上場申請会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため、未定です。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるユーエスシー及び共信テクノソニックの経理の状況につきましては、両社の有価証券報告書（ユーエスシーについては平成21年6月29日提出、共信テクノソニックについては同年6月29日提出）をご参照ください。

第6【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	該当事項はありません。
株主名簿管理人	該当事項はありません。
取次所	該当事項はありません。
名義書換手数料	該当事項はありません。
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区大手町二丁目6番2号(日本ビル4階) 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	未定

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

第7【上場申請会社の参考情報】

1【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定のユーエスシー及び共信テクノソニックがそれぞれの最近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

(1) 提出書類

有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

ユーエスシー

事業年度 第36期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日） 平成21年6月29日関東財務局長に提出

共信テクノソニック

事業年度 第48期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日） 平成21年6月29日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

ユーエスシー

該当事項はありません。

共信テクノソニック

該当事項はありません。

臨時報告書

ユーエスシー

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成21年5月25日に関東財務局長に提出

共信テクノソニック

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成21年5月25日に関東財務局長に提出

訂正報告書

ユーエスシー

該当事項はありません。

共信テクノソニック

該当事項はありません。

内部統制報告書

ユーエスシー

金融商品取引法第24条の4第1項の規定に基づく内部統制報告書を平成21年6月29日に関東財務局長に提出

共信テクノソニック

金融商品取引法第24条の4第1項の規定に基づく内部統制報告書を平成21年6月29日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

ユーエスシー

株式会社ユーエスシー本店（東京都品川区大崎一丁目6番4号）

株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

共信テクノソニック

共信テクノソニック株式会社本店（東京都品川区西五反田一丁目31番1号）

株式会社ジャスダック証券取引所（東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【上場申請会社の特別情報】

第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。